

木津町区規約

制定	平成 2 年 4 月 1 日	改定	平成 6 年 5 月 22 日	改定	平成 8 年 5 月 19 日
改定	平成 11 年 5 月 9 日	改定	平成 14 年 5 月 12 日	改定	平成 15 年 5 月 18 日
改定	平成 18 年 5 月 14 日	改定	平成 19 年 5 月 13 日	改定	平成 20 年 5 月 11 日
改定	平成 21 年 5 月 24 日	改定	平成 22 年 5 月 23 日	改定	平成 23 年 5 月 27 日
改定	平成 25 年 5 月 19 日	改定	平成 26 年 5 月 18 日	改定	平成 28 年 5 月 15 日
改定	平成 30 年 5 月 20 日	改定	令和 元年 5 月 19 日	改定	令和 2 年 4 月 1 日
改定	令和 3 年 5 月 23 日	改定	令和 4 年 5 月 16 日	改定	令和 6 年 5 月 18 日
改定	令和 7 年 5 月 11 日	改定	令和 8 年 5 月 10 日		

【名 称】

第1条 この会は、木津町区（以下、「本区」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第2条 本区の事務所は地域長宅に置く。

【目 的】

第1条 この会区民の利便および区民相互の親睦を図り、区民の福祉向上に寄与し、地域内における市行政の円滑な運営に協力することを目的とする。

【活動区分】

第4条 木津町地域における活動等を一般業務と農事業務に区分し、本区は一般業務を司る。

【区 域】

第5条 本区は次の町内会または自治会（以下、「自治会」という。）をもって構成する。
四丁目、五丁目、小寺町、西町、三桝町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、若葉町、木津南ガーデンタウン（以下、「南ガーデン」と略称する。）、城西町、サンガーデン木津西（同「サンガーデン」）、木津八ヶ坪、木津瓦谷中央自治会（同「木津瓦谷中央」）、コンフォート木津神田（同「神田自治会」）、リーブルガーデン宮ノ内（同「リーブル宮ノ内」）、クレイドルガーデン宮ノ内（同「クレイドル」）、フォレスト木津（同「フォレスト」）、ガーデン瓦谷 **（宮ノ内107削除）**

【役 員】

第7条 本区に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 地 域 長 | 1 名 |
| (2) 副 地 域 長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 防 災 部 長 | 1 名 |
| (5) 監 事 | 1 名 |
| (6) 顧 問 | 1 名 |
| (7) 相 談 役 | 若干名 |
| (8) 事 務 局 員 | 1 名 |

7. 顧問は地域長経験者の中から地域長が委嘱する。

8. 相談役は地域長が委嘱する。

9. 事務局員は必要に応じて置くことができる。その場合、地域長が委嘱する。

【役員の仕事】

6. 顧問は相談役任務に加え地域長、副地域長が業務遂行できない場合は地域長代行として業務を遂行する。

7. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本区の活動状況等について助言する。

8. 事務局員は、地域長が指示する書面作成から事務処理一切を司る。

【付表 1】

年度	会計の選任	監事の選任	議長の選任
令和8年度 (2026)	五丁目	不二荘園・神田自治会	四丁目
令和10年度 (2028)	四丁目	西町	小寺町
令和12年度 (2030)	小寺町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	不二荘園・神田自治会
令和14年度 (2032)	不二荘園・神田自治会	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・フォレスト	西町
令和16年度 (2034)	西町	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷
令和18年度 (2036)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	五丁目	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・フォレスト
令和20年度 (2038)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・フォレスト	四丁目	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和22年度 (2040)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	小寺町	五丁目
令和24年度 (2042)	五丁目	不二荘園・神田自治会	不二荘園・神田自治会

宮ノ内107 削除

木津町区自主防災会規約

制定 平成 22 年 4 月 24 日 改定 平成 22 年 5 月 23 日 改定 平成 26 年 5 月 18 日
 改定 平成 26 年 5 月 22 日 改定 平成 28 年 5 月 15 日 改定 平成 30 年 5 月 20 日
 改定 令和 22 年 4 月 11 日 改定 令和 4 年 5 月 16 日 改定 令和 8 年 5 月 10 日

【会 員】

【役員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (区地域長) |
| (2) 副 会 長 | 1 名 | (区副地域長) |
| (3) 会 計 | 1 名 | (区会計) |
| (4) 防 災 部 長 | 1 名 | (区防災部長) |
| (5) 監 事 | 1 名 | (区監事) |
| (6) 顧 問 | 1 名 | (区顧問) |
| (7) 相 談 役 | 若干名 | (区相談役他) |
| (8) 事 務 局 員 | 1 名 | (事務局員) |

3. 会長は、必要に応じ区役員、顧問、相談役の他に新たな事務局員を委嘱することができる。

【役員の仕事】

6. 顧問は、相談役任務に加え、会長、副会長が業務遂行できない場合は会長代行として業務を遂行する

7. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本会の活動状況等について助言する。

8. 事務局員は、会長が指示する書面作成から事務処理一切を司る。

木津町区青少年育成委員会規約

【付表】

年 度	副委員長兼会計	委員長
令和 8 年度 (2026)	西町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷
令和 9 年度 (2027)	不二荘園・神田自治会	西町
令和 10 年度 (2028)	小寺町	不二荘園・神田自治会
令和 11 年度 (2029)	四丁目	小寺町
令和 12 年度 (2030)	五丁目	四丁目
令和 13 年度 (2031)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	五丁目
令和 14 年度 (2032)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・フォレスト	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和 15 年度 (2033)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・フォレスト
令和 16 年度 (2034)	西町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷

※ 自治会の名称は（「木津町区規約第 5 条」に基づく）

宮ノ内 1 0 7 削除

木津町区 財産処理(処分)委員会規約 (案)

制定 令和6年 4月 1日

改定 令和8年 5月 10日

(組織)

第3条

本会の委員は、各町総代、各自治会長をもって構成する。

(役員)

第4条

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-------|-----|-----|--------------|
| (1) 会 | 長 | 1名 | (区地域長) |
| (2) 副 | 会 長 | 1名 | (区副地域長) |
| (3) 会 | 計 | 1名 | (区会計) |
| (4) 監 | 事 | 1名 | (区監事) |
| (5) 顧 | 問 | 1名 | (区顧問) |
| (6) 相 | 談 役 | 若干名 | (区相談役・水利組合長) |

(役員の仕事)

第6条 会長は、次に掲げる職務を行う。

- 6 顧問は、相談役任務に加え、会長、副会長が業務遂行できない場合は会長代行として業務を遂行する